

# 月間です～

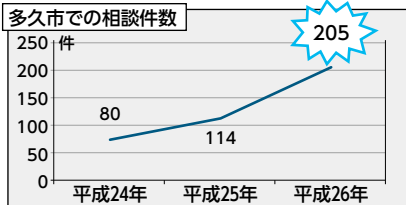


## 日常にひそむ消費者トラブル

### 平成26年度 市に寄せられたトラブル

上位5位

1. インターネット回線・プロバイダ
2. 不当・架空請求
3. ソーラーシステム・電気温水器
4. 健康食品・健康機器
5. フリーローン・サラ金



地域みんなで助け合い“騙されない”  
住みよい多久市に  
しましょう！



消費者月間とは？

国民の消費生活の安定と向上を目的とした「消費生活保護法（現：消費者基本法）」が昭和43年5月30日に施行されたことを受け、国は5月を「消費者月間」と定めました。

平成27年度 統一テーマ

みんなできつくるろう！  
消費者が主役の社会！！

「これ、自分かも…」心当たりありませんか？

次の6つの項目は消費者トラブルに巻き込まれやすい人の特徴です。

「無料・プレゼント」という言葉に弱い



何でも律儀に  
対応してしまう



考えるよりも先に  
行動する方だ



目先のことに集中すると  
周りが見えなくなる



無料オンラインゲームや  
賃貸住宅のトラブルに要注意！

向上心やチャレンジ精神が  
強い



強くでられると  
自分の意思が言えなくなる



デート商法やアポイントメントセールス商法の手口に要注意！